

#### 4. 一般財団法人 宮城県社会保険協会報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人宮城県社会保険協会(以下「協会」という。)定款第26条に規定する常勤の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は、本俸、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、調整手当、期末特別手当、特別勤務手当及び退職手当とする。

(報酬の支給)

第3条 本俸、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、調整手当及び特別勤務手当は、その月の月額を毎月25日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。)に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日の場合は、順次前日に繰り上げて支給する。

(本 体)

第4条 常勤の役員の本俸月額、次のとおりとする。

専務理事

本会の事業を勘案し、民間企業の役員報酬その他の事情を考慮して、評議員会に諮り決定する。

2 前項で決定した俸給の月額は、本会の事業の増減、その他の事情を考慮して、評議員会に諮り増額又は減額することができる。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、一般財団法人宮城県社会保険協会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第11条の規程に準じて支給する。

(特別調整手当)

第6条 特別調整手当は、職員給与規程第13条第1項の規程に基づく職員に対する管理職手当の例に準じて役員に対して支給する。

2 特別調整手当の月額は、本俸月額に100分14を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第7条 住居手当は、職員給与規程第14条第1項及び同条第2項の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、職員給与規程第15条第1項ないし同条第5項の規定に準じて支給する。

(調整手当)

第9条 調整手当は、職員給与規程第25条の規定に準じて支給する。

(特別勤務手当)

第10条 特別勤務手当は、常勤の役員が臨時又は繁急の必要により、就業規則第23条に規定する休日に勤務した場合は、勤務1回につき10,000円を支給する。ただし、休日が振り替えられて勤務した場合には、この限りでない。

(期末特別手当)

第11条 期末特別手当は、毎年6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日において当該役員が受けるべき本俸月額、扶養手当、調整手当及び特別調整手当の月額合計額と本俸月額及び調整手当の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては、100分の225、12月に支給する場合においては、100分の240を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が6月1日	基準日が12月1日	
3ヵ月	6ヵ月	$\frac{100}{100}$
2ヵ月15日以上3ヵ月未満	5ヵ月以上6ヵ月末	$\frac{80}{100}$
1ヵ月15日以上2ヵ月15日未満	3ヵ月以上5ヵ月末満	$\frac{60}{100}$
1ヵ月15日未満	3ヵ月末満	$\frac{30}{100}$

(退職手当)

第12条 常勤の役員が退職したときは、協会職員退職手当支給規程に準じて支給する。協会職員退職手当支給規程中「管理職手当」を「特別調整手当」に読み替えるものとする。

(報酬の支払方法)

第13条 常勤の役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきもの及びその役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第14条 この規定に基づいて計算する場合、円未満の端数が生じたときは、それぞれの項目ごとにその端数を切り捨てるものとする。

(適用除外)

第15条 国等からの委託業務に基づいて、謝金等の報酬が支払われる場合は、その支払われる額を報酬の一部として支払われたものとみなし、協会において支払わないものとする。

(雑 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮り定める。

## 附 則

- 一 この規程は平成2年11月1日から施行する。
  - 1 この報酬規程の変更は、平成15年4月1日から施行する。
  - 1 この報酬規程の変更は、平成22年1月1日から施行する。
  - 1 この報酬規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。
  - 1 この報酬規程の変更は、平成24年6月5日から施行する。